

千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱

策定 平成27年7月8日 畜第451号
最終改正 令和4年10月25日 畜第971号

(趣旨)

第1条 知事は、地域の関係者が連携して作成する地域全体の収益力を向上させる計画・目標を達成し、中心的な役割を担う畜産経営体等の施設等を整備する取組を支援するため、千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業実施要領（平成27年7月8日付け畜第452号。以下「県要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「国要領」という。）、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて（平成27年2月3日付け26生畜第1677号農林水産省生産局長通知。）及びこの要綱に基づき、市町村等（県全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合又はその他やむを得ない事情があると知事が特に認める場合の事業実施主体を含む）に対し補助金を交付する。

(区分、経費及び補助率)

第2条 第1条に規定する補助金の区分、経費、これに対する補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う協議会の構成員等（個人にあつては、その者を、法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、

暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(申請)

第3条 規則第3条の規定による補助金の交付の申請をしようとする者は、知事が定める期日までに千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付申請書(別記様式第1号)を知事に提出しなければならない。

ただし、事業実施主体が県全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合又はその他やむを得ない事情があると県知事が特に認める場合には、事業実施主体は市町村を經由せずに交付申請書を知事に提出するものとする。その際、事業実施主体は、関係する市町村長に交付申請書の写しを提出する。

2 市町村等が前項の申請書を提出するに当たっては、各事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでない事業実施主体については、この限りではない。

(交付の条件)

第4条 規則第5条に規定する必要な条件は、次のとおりとする。

一 次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けること。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施地区の変更

ウ 事業実施主体及び取組主体の変更

エ 成果目標の変更

オ 事業費の30%を超える増又は補助金の増

カ 事業費又は補助金の30%を超える減

二 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

三 事業の完了により、当該事業者に相当の利益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがあること。

四 その他知事が必要と認める条件

(承認の手続)

第5条 前条第1号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第2号)を第3条第1項に準じて知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第6条 規則第10条の規定により事業の状況を報告しようとする場合は、当該補助金の決定に係る年度の12月31日現在の実施状況について当該年度の1月15日までに、千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金遂行状況報告書(別記様式第3号)により第3条第1項に準じて知事に報告しなければならない。

2 前項に定める時期のほか、補助事業の円滑適正な執行を図る上で知事が必要と認める場合は、別途提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から30日以内、若しくは当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金実績報告書(別記様式第4号)を第3条第1項に準じて知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした市町村等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした市町村等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(別記様式第5号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(請求)

第8条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとする場合は、千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付請求書(別記様式第6号)を第3条第1項に準じて知事に提出しなければならない。

(概算払請求)

第9条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとする場合には、千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金概算払請求書(別記様式第7号)を第3条第1項に準じて知事に提出しなければならない。

(処分の制限)

第10条 規則第21条第1項第4号の規定により知事が定める財産は、1件の取得価格50万円以上のものとする。

2 規則第21条第1項第5号の規定により知事が定める財産は、補助事業により取得した牛及び豚とする。

(帳簿等)

第11条 市町村等は、補助事業の経理についての帳簿を備え、他の経理と区分して当該事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。また、支出内容についての証拠書類又は証拠物を整備して、帳簿とともに事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(別記様式第8号)その他関係書類を整備保管しなければならない。

(契約)

第12条 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は指名競争に付し、又は随意契約をすることができるものとする。

2 事業実施主体は、前項により契約しようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、国要綱に定める様式により農林水産省の機関から指名停止を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については競争入札等に参加させてはならない。

3 間接補助事業を行う場合にあつては、当該補助金の交付決定に当たって、事業実施主体に対し、前2項に定める条件と同一の条件を付することとする。

(書類の経由)

第13条 規則又はこの要綱の規定により知事に提出する書類は、管轄する農業事務所長を経由するものとする。

ただし、事業実施主体が県全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合又はその他やむを得ない事情があると知事が特に認める場合は、この限りではない。

(暴力団密接関係者)

第14条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

附 則

この交付要綱は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

別表

区 分	経 費	補 助 率
<p>畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金</p>	<p>1 事業費 市町村等が本事業を実施するために要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備に対する経費 ア 家畜飼養管理施設 イ 家畜排せつ物処理施設 ウ 自給飼料関連施設 エ 畜産物加工、展示・販売施設 オ ア～エの施設の補改修</p> <p>(2) 家畜導入に対する経費 ア 肉用繁殖雌牛 イ 乳用牛 ウ 繁殖母豚 ただし、いずれについても国要領別紙1で定める家畜の借受者に貸し付ける場合に限る。</p> <p>2 附帯事務費 1の経費に附帯する事務費のうち、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて(平成27年2月3日付け26生畜第1677号農林水産省生産局長通知)別表2に基づく経費 なお、その上限は1の経費の1.0%以内とする。</p>	<p>直接補助事業の場合は2分の1以内、間接補助事業の場合は10分の10以内(ただし、間接補助事業に係る補助対象経費の2分の1の額を上限とする。)</p> <p>なお、家畜導入については、1頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については27.5万円、繁殖に供する雌牛については17.5万円、繁殖に供する雌豚については4.0万円とする。</p> <p>2分の1以内</p>

別記様式第1号（第3条関係）

年度千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

下記のとおり事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、
補助金 円を交付されたく申請します。

記

- I 補助金の種類
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金
- II 事業の目的、内容及び計画
別紙のとおり

注) 申請書には、クラスター協議会構成員等の誓約書（千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当しない旨を誓約したもの）及び役員等名簿を添付すること。また、電子申請の場合については、申請者は原本（誓約書・役員等名簿）を保管しておくこと。

別記様式第1号（添付書類）

第1 事業の目的

第2 事業の内容

1 事業費

事業実施 主体名	取組 主体名	取組内容	対象畜種・ 作物等名	事業内容 (工種、施設区分、構造、 規格、能力等)	事業費	負担区分				備考
						県費		市町村費	その他	
						国庫分	県分			
					円	円	円	円	円	
		小計	事業費							
			附帯事務費							
		小計	事業費							
			附帯事務費							
合計				事業費						
				附帯事務費						
				計						

- (注) 1 「事業内容」の欄については、要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等附帯事業の内容等を記入すること。
 2 備考欄には、取組主体ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

2 附帯事務費

事業内容	総事業費 (A) + (B) + (C) + (D)	補助事業に 要する経費 (又は要した 経費)	負担区分				備考
			県費		市町村費 (C)	その他 (D)	
			国庫分 (A)	県分 (B)			
	円	円	円	円	円	円	
合計							

(注) 1 事業内容欄は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについての別表第2に基づく附帯事務費の
 用途基準により記入すること。

2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入するものとする。

第3 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

第4 収支予算（又は収支精算）

1 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
県補助金の内訳	国庫分				
	県分				
市町村費					
その他					
合計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (1) 事業費 (2) 附帯事務費	円	円	円	円	
合 計					

注) 備考の欄に事業毎に減額した消費税仕入控除税額を記入すること。

3 添付書類

- (1) 市町村の補助金の交付に関する要綱又は規程
- (2) 実施設計書
- (3) 実績報告書の場合、出来高設計書（施設整備の場合）、購入時の伝票又はそれに準ずるもの（家畜導入の場合）
- (4) その他知事が指示した資料

誓約書

年 月 日

千葉県知事 様

「クラスター協議会
会長名」で提出する。

住 所
(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

㊟

補助金の交付を申請した事業を行う協議会の構成員等（個人にあつては、その者を、法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))が、千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

注意事項

※ 本人が自署で作成する場合、押印は原則廃止とし、第三者が作成する場合は原則存続とする。

※ 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。

役員等名簿

番号	商号又は名称（半かな）	商号又は名称（漢字）	氏名（半かな）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における（私 ・ 当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

㊞

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・ 個人である場合は本人を記載すること。
 - ・ 法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）に記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

役員等名簿

番号	商号又は名称（半角）	商号又は名称（漢字）	氏名（半角）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1	カブシキガイシャハ	株式会社千葉	チハ タロウ	千葉 太郎	S	40	1	16	M	千葉県千葉市中央区市場町1-1	代表取締役
2	カブシキガイシャハ	株式会社千葉	イハラ ハナコ	市原 花子	S	51	10	5	F	東京都新宿区西新宿2-8-1	取締役
3	カブシキガイシャハ	株式会社千葉	ナラシノ カズオ	習志野 一男	H	1	6	27	M	神奈川県横浜市中区日本大通1	監査役
4	カブシキガイシャハ	株式会社千葉	ヤチヨ ジロウ	八千代 二郎	T	14	5	1	M	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	会長
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

・半角カタカナで入力
・途中にスペースは入力しない

・半角カタカナで入力
・性と名の間は半角

・半角数字で入力

・半角アルファベット
大文字で入力
・大正:T、昭和:S、
平成:H

・半角アルファベット
大文字で入力
・男:M、女:F

・全角文字で入力
・都道府県から入力
・1番1号 ⇒ 1-1(ハイフンでつなぐ)
2丁目3番4号 ⇒ 2-3-4
5番3 ⇒ 5-3

・全角文字で入力
・途中にスペースは入力しない
・(株)などに略さない

・全角文字で入力
・性と名の間は全角
スペースを1つ入力

現在における（私・当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

㊞

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
 - ・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

別記様式第2号（第5条関係）

年度千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

年 月 日付け千葉県畜指令第 号で補助金交付の決定のあった事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）理由
- 2 事業内容（第1号様式に準ずる。）

（注）記載要領は、別記様式第1号に準じるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更（中止・廃止）の理由」と書き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を2段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。
また、添付資料については、交付申請に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

別記様式第3号（第6条関係）

年度千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

年 月 日付け千葉県畜指令第 号で補助金交付の決定のあった事業について、千葉県補助金等交付規則第10条の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		第3・四半期までに完了したもの		第4・四半期以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	出来高比率	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金 1 事業費 2 附帯事務費	円	円	%	円	%	
計						

(注) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第4号（第7条関係）

年度千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

年 月 日付け千葉県畜指令第 号で補助金交付の決定のあった事業について、下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

記

(別記第1号様式に準じるものとする。)

注1) 添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

また、財産管理台帳の写しを添付すること。

注2) 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第5号（第7条関係）

年度千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金
消費税仕入控除税額報告書

番 年 月 号
日

千葉県知事 様

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

年 月 日付け千葉県畜指令第 号をもって補助金交付の決定のあった事業について、千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定通知額 金 円
(年 月 日付け千葉県畜達第 号による額の確定額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
- 4 補助等返還相当額（3－2） 金 円

(注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第6号（第8条関係）

年度千葉県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

住 所(所在地)
氏 名(名 称)

年 月 日付け千葉県畜産第 号で額の確定のあった補助金を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

区 分	確定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C) = (A) - (B)	備 考
畜産・酪農収益力強化 整備等特別対策事業 補助金 1 事業費 2 附帯事務費				
計				

